

松戸市農業委員会総会議事録

令和 3 年 6 月 9 日

令和3年松戸市農業委員会6月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和3年6月9日午後3時05分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
8番	椿唯司	9番	鈴木栄一
10番	渡邊洋子	11番	湯浅孝一
12番	杉浦昌平	13番	松戸英樹
14番	杉浦勇司	15番	渡邊慶弘
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

なし

1. 関係課出席職員

農政課長	加藤広之	主事	山本雄大
みどりと 花の課 専門監	三末容央	主任主事	井上毅

1. 事務局出席職員

事務局長	岡野衛	事務局長 補佐	榊孝弘
主幹兼 係長	古山和幸	主幹兼 係長	武井博子
主任主事	花村理恵		

開会 午後 3時05分

議 長 それでは、総会に入りたいと思います。

定刻となりましたので、ただいまより令和3年6月総会を開催いたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

それでは、着座して進めていきたいと思います。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議事録署名委員を指名いたします。

議席番号12番、杉浦昌平委員、議席番号13番、松戸英樹委員、両委員を指名いたします。
よろしく願いいたします。

続きまして、事務局に本日の傍聴人について報告を求めます。

事務局 本日の傍聴の申出についてご報告いたします。

傍聴の申出はございませんでした。

議 長 事務局からの報告のとおり、傍聴の申出はありませんので、早速議事に入ります。

◎議案の提出

議 長 本日の議案は第1号から第8号となっております。

なお、報告事項につきましては、第1号から5号までとなっておりますので、議案終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

この議案は松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する議案でありますので、関係人であります岩佐委員はここで退席をお願いいたします。

(岩佐委員 退室)

農政課長 農政課の加藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は新規設定案件1件、再設定案件が5件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、水色の冊子でお配りしている参考資料の1ページから4ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は栗山及び下矢切、現況地目は畑、面積は1,635平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。借受者の方は、ネギ及びキャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、農政課長より議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 議席番号9番、鈴木榮一です。

賛成いたします。

議長 長 ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 長 ほかにご意見がないようでありますので、原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、岩佐委員の入室を認めます。

(岩佐委員 入室)

議長 長 続いて、2番について、農政課長よろしくお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の5ページ、6ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は上矢切、現況地目は畑、面積は522平方メートルでございます。

前回同様、利用権の種類は使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

岩佐委員。

岩佐委員 議席番号7番、岩佐です。

この方は大規模に農業をやっておりますので、私は賛成したいと思います。

議 長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長よろしくお願いいたします。

農政課長 続きまして、議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の7ページ、8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中矢切、現況地目は田んぼ、面積は965平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、お米を主体に栽培していく計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

岩佐委員。

岩佐委員 議席番号7番、岩佐忠夫です。

ただいま農政課長さんの説明でよく分かりました。私は賛成したいと思います。

お願いします。

議長 長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくをお願いいたします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書2ページの4番、議案参考資料の9ページから12ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は中矢切及び下矢切、現況地目は畑、面積は2,349平方メートル、利用権の種類は使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

岩佐委員。

岩佐委員 議席番号7番、岩佐です。

この方は再設定ということもありまして、今、農業を拡大している最中でありますので、私は賛成したいと思います。

お願いします。

議長 長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようでございます。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長、よろしくをお願いいたします。

農政課長 議案第1号5番をご説明いたします。

議案書2ページの5番、参考資料の13ページから16ページをご覧ください。

本案件は再設定案件で、対象農地は上矢切、現況地目は田んぼ、面積は1,554平方メートル、利用権の種類は使用貸借権で、期間は5年の設定でございます。

借受者の方はお米を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の5番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 議席番号9番、鈴木です。

再設定について、賛成いたします。

議 長 ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番について、農政課長、よろしくをお願いいたします。

農政課長 議案第1号6番をご説明いたします。

議案書 2 ページの 6 番、参考資料の 17 ページ、18 ページをご覧ください。

本案件は再設定案件で、対象農地は上矢切、現況地目は畑、面積は 522 平方メートル、利用権の種類は使用貸借権で、期間は 5 年の設定でございます。

借受者の方は、ブロッコリーを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第 1 号の 6 番についての内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 議席番号 9 番、鈴木です。

農政課長の説明で十分に対処できますので、賛成したいと思います。

議 長 ただいま鈴木委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第 1 号の 6 番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席いたします。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第 2 号

議 長 それでは、議案第 2 号 松戸都市計画生産緑地地区の変更追加及び一部追加について及び議案第 3 号 松戸都市計画生産緑地地区の変更廃止及び一部廃止についてを議題といたします。なお、議案第 2 号 6 番、7 番につきましては、松戸市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人となる各委員につきましては、後ほど一度退席をお願いいたします。

それでは、みどりと花の課専門監、お願いいたします。

みどりと花の課専門監 みどりと花の課の三末です。よろしくお願いいたします。

このたびの議案の生産緑地につきましては、コロナ禍の状況下、委員の皆様、また委員会事務局におかれましては、限られた時間の中で現地の確認等の対応をしていただいたことにつきまして、深く御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、議案第2号 松戸都市計画生産緑地地区の追加指定による変更及び議案第3号 松戸都市計画生産緑地地区の廃止につきまして、併せてご説明させていただきます。

はじめに、ここまで松戸市における生産緑地指定の経緯についてお話しいたします。

松戸市では、平成3年の生産緑地法の改正に伴う都市計画変更を行い、平成4年11月に671地区、約169.31ヘクタールの生産緑地を指定いたしました。

その後、買取りの申出による生産緑地の廃止等により、令和2年度末現在で市内の生産緑地地区は523地区、約125.03ヘクタールが指定されております。

この生産緑地についてですが、皆様ご承知のとおり、2022年に当初指定から30年を迎えることになり、これに向け国では、2017年に生産緑地法等、関連法の改正がなされ、現在手続を進めている特定生産緑地制度や、指定面積の緩和が示されました。本市では、これを受け、生産緑地の指定基準の見直しを図り、条例を定めることにより、生産緑地の最低面積を500平方メートルから300平方メートルに緩和することに加え、これまでは既に指定されている生産緑地と一団化されている場合にだけ認めていた追加の生産緑地の指定を、既存の生産緑地と一団化でなくても認めることとした、新たな指定基準の運用を令和元年の10月より開始したところでございます。

では、議案第2号及び第3号の概要について説明させていただきます。

お手元の議案と対比できるように、資料として地図をお手元に配付させていただいておりますので、併せてご覧いただければと思います。

資料につきましては、1ページ目が位置図となっております。2号議案の追加案件につきましては、赤い点の箇所となります。3号議案の廃止案件については、黄色の点の箇所となります。

では、議案2号の1番から順に説明させていただきます。

2ページの上段、議案2号の1番については、一部追加として0.01ヘクタールを追加し、変更後の面積は0.2ヘクタールとなります。

同じく2ページの下段、議案2号の2番につきましては、一部追加として0.29ヘクター

ルを追加し、変更後の面積は2.69ヘクタールとなります。件数が多いので、申し訳ございませんが、ここからはつなぎの言葉は省略させていただきます。

この次の3ページ目から、3番から7番までは新規の追加指定になります。

3ページ、上段、議案2号の3番、追加0.08ヘクタール。

3ページ、下段、議案2号の4番、追加0.05ヘクタール。

4ページ、上段、議案2号の5番、追加0.06ヘクタール。

4ページ、下段、議案2号の6番、追加0.1ヘクタール。

5ページ、上段、議案2号の7番、追加0.1ヘクタール。

以上、7か所の農地につきましては、指定基準であります300平方メートル以上の規模の区域を満たしております。これら追加分の7か所についてですが、現況は畑として既に良好な作付がなされており、事前にご担当の委員の皆様にご確認いただいているところでございます。

以上により、生産緑地地区として、緑地機能の増進により、都市環境の向上に資すると認められることから、このたび生産緑地地区の追加指定をするものでございます。

次に、議案第3号の概要についてご説明いたします。

こちらは全部で15件ございますが、昨年の1月1日から12月31日までの間に買取りの申出があった生産緑地地区の廃止及び一部廃止の案件が11件、公共施設等の設置による廃止の案件が3件、生産緑地地区の一部廃止に伴う生産緑地地区の合併の案件が1件となります。

資料の6ページをご覧ください。

6ページ、上段、議案3号の1番、廃止0.06ヘクタール。

6ページ、下段、議案3号の2番、廃止0.19ヘクタール。

同じく6ページ、下段、議案3号の3番、廃止0.06ヘクタール。

7ページ、上段、議案3号の4番、一部廃止0.06ヘクタール、変更後0.18ヘクタール。

同じく7ページ、上段、議案3号の5番、廃止0.12ヘクタール。

7ページ、下段、議案3号の6番、一部廃止0.13ヘクタール、変更後0.15ヘクタール。

8ページ、上段、議案3号の7番、一部廃止0.1ヘクタール、変更後0.06ヘクタール。

8ページ、下段、議案3号の8番、廃止0.2ヘクタール。

9ページの上段、議案3号の9番、廃止0.29ヘクタール。

9ページ、下段、議案3号の10番、一部廃止0.98ヘクタール、変更後0.11ヘクタール。

10ページ、上段、議案3号の11番、一部廃止0.07ヘクタール、変更後0.2ヘクタール。

次の12番から14番までは公共施設等の設置による廃止となります。

10ページ、下段、議案3号の12番、一部廃止0.00ヘクタール、変更後0.36ヘクタール。
こちらは公衆用道路になります。

11ページ、上段、議案3号の13番、一部廃止0.00ヘクタール、変更後0.21ヘクタール。
こちらは公衆用道路になります。

11ページ、下段、議案3号の14番、一部廃止0.04ヘクタール、変更後0.26ヘクタール。
こちらは福祉ホームになります。

以上が廃止または一部廃止の案件になります。

ここで、再度8ページをご覧ください。

議案3号の15番、この案件でございますが、434号の生産緑地につきましては、図にあるとおり①②③の筆で構成されていたものですが、今回そのうち①が廃止されることに伴い、生産緑地地区が②と③に分割されたことにより、②の0.06ヘクタールが434号の緑地として残り、③の0.03ヘクタールがその下にございます435号の生産緑地地区に合併となるものがございます。

最後に、12ページをご覧ください。

こちらは第2号議案、第3号議案を合わせた総括表になってございます。

この中の1番が第2号議案となる、いわゆる新規の指定を含めた追加指定の案件でございます。緑地機能の増進により都市環境の向上に資すると認められることによる追加として、7地区、面積にして約0.69ヘクタールの増加となります。内訳は、既に指定されている生産緑地と一団化が図られるケースが2地区、新たな生産緑地地区の指定が5地区となっております。

次に、2番、3番及び4番は第3号議案のものであり、2番の買取りの申出による廃止が11地区で、約2.29ヘクタールの減少、内訳が主たる従事者の死亡によるものが4件、故障によるものが6件となっております。

3番の公共施設等の設置による廃止が3地区で、約0.04ヘクタールの減少、内訳が福祉ホームの設置によるものが1件、公衆用道路の設置によるものが2件となっております。

4番の生産緑地地区の一部廃止に伴う生産緑地地区の合併、これにつきましては、先ほど議案第3号の15番の案件で、1地区で約0.03ヘクタールの増加となっております。

これらの変更による差引きの合計が、今回の変更面積の増減であり、約1.61ヘクタールの減少となるものです。

今後のスケジュールにつきましては、千葉県との事前協議を経て、10月に都市計画（案）の縦覧、11月に松戸市都市計画審議会に付議させていただき、承認後、告示をもって都市計画決定をする予定でございます。

以上、議案第2号及び第3号のご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、みどりと花の課さんより内容の説明がございました。

まず初めに、議案第2号の1番から5番について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

渡邊慶弘委員。

渡邊（慶）委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

馬橋小金地区を確認しましたが、適正に管理されており、今後も適正に管理されると思いますので、承認したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、渡邊委員より原案に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

渡邊洋子委員。

渡邊（洋）委員 議席番号10番、渡邊洋子です。

東部地区も確認しましたが、ほかの地区と同様に適正に管理されております。今後も適正に管理されると思いますので、承認いたしたいと思います。お諮りください。

議長 ただいま、渡邊委員より原案に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議長 ほかにご意見がないようであります。原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番から5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番についてですが、この議案は松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります戸張推進委員はここで退室をお願いいたします。

(戸張推進委員 退室)

議 長 農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 議席番号3番、齋藤です。

6番につきまして、適正に管理されており、今後も適正に管理されると思いますので、私は承認したいと思います。

以上です。

議 長 ただいま齋藤委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。原案に賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の6番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、戸張推進委員の入室を認めます。

(戸張推進委員 入室)

議 長 つづいて7番についてですが、この議案も同じく、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります議席番号7番、岩佐委員は、ここで退室をお願いいたします。

(岩佐委員 退室)

議 長 農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

鈴木委員 議席番号9番、鈴木榮一です。

現地は適正に管理されており、今後も適正に管理されると思いますので、承認したいと思います。

議 長 只今、鈴木委員により、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

ご意見ないようであります。原案に賛成の農業委員は挙手を、お願いします。

(挙 手)

議 長 はい、有り難うございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の7番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、岩佐委員の入室を認めます。

(岩佐委員 入室)

議長 つづきまして、議案第3号 松戸都市計画生産緑地地区の変更廃止及び一部廃止についての1番から15番について農業委員及び推進委員の皆さん、発言お願いいたします。

渡邊(慶)委員 議席番号15番、渡邊慶弘です。

みどりと花の課からの説明でよく分かりました。原案に賛成したいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 只今渡邊慶弘委員より、原案に賛成との意見がありました。

ほかに、ご意見ございませんか。

ご意見ないようであります。原案に賛成の農業委員は挙手を、お願いします。

(挙 手)

議長 はい、有り難うございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号1番から15番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

みどりと花の課専門監は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

(みどりと花の課 退席)

事務局 それでは、議案第4号 下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について、別紙1のとおり意見を求める。

議案書の9ページをご覧ください。

参考資料は20ページでございます。

農地法第3条による農地の売買や賃借をするときの面積の要件につきましては、既に耕作している農地面積と、新たに取得をする農地面積の合計は、北海道を除く全国で、農地法上50アール以上になるよう設定されております。ただし、その特例措置として、各農業委員会が独自に面積要件の設定ができます。

本市では、平成25年度から市街化区域内の農業経営の下限面積を10アールと設定しております。具体的な設定理由については、お手元の資料20ページの記載のとおりでございます。

特別審議会では、下限面積の設定について、昨年同様市街化調整区域内の農業経営の下限

面積を50アール、市街化区域内の農業経営の下限面積を10アールに設定することに意見決定いたしました。

以上、特別審議会における検討結果としてご報告させていただきます。

以上です。

議長 まず、議案第4号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言お願いいたします。

杉浦勇司委員。

杉浦（勇）委員 議席番号14番、杉浦勇司です。

議案第4号 農地法第3条の下限面積の設定ですが、市街化調整区域が50アール、市街化区域については10アールとする面積設定ですが、妥当ではないかと思えます。特別審議会案に賛成したいと思います。

議長 ただいま杉浦勇司委員より、特別審議会案を承認するとの意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（発言する者なし）

議長 ご意見がないようですので、原案を承認する農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第4号 下限面積の設定についてにつきましては、原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号から第6号について、事務局、説明願います。

事務局 議案第5号及び第6号について、一括してご説明申し上げます。

この両議案につきましては、農林水産省通知に基づき、農業委員会の前年度における活動の点検、評価及び当該年度の活動計画について、6月末までに公表し、千葉県を通じて国に提出するものです。公表方法につきましては、松戸市農業委員会のホームページにおいて公表をいたします。

まず、議案第5号についてご報告を申し上げます。

令和2年度農業委員会の活動の点検、評価です。

議案書11ページ、参考資料が22ページから29ページになっております。

この内訳が8項目ございまして、主要な項目について説明をいたします。

まず、参考資料の22ページをご覧ください。

一つ目は農業委員会の状況です。

1の農業の概要ですが、表の3段目の遊休農地面積については、令和元年度より5.4ヘクタール減少しまして、6.3ヘクタールとなっております。

資料23ページをご覧ください。

項目の二つ目は、担い手への農地の利用集積、集約化です。

2の令和2年度の目標及び実績の集積実績が223ヘクタールとなり、新規実績が2.7ヘクタール増加しました。活動に対する評価としまして、貸手・借手農地の登録制を活用し、農業委員会及び農地利用最適化推進委員やJA役員などのあっせんにより、目標を達成することができました。

項目の三つ目としまして、24ページをご覧ください。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。

こちらは記載のとおり、新規参入者はございませんでした。

項目の四つ目は、25ページをご覧ください。

遊休農地に関する処置に関する評価です。

2の令和2年度の解消目標0.5ヘクタールに対して、解消実績は6.7ヘクタールとなっております。荒廃農地の土地所有者に対する指導によって、このような実績を得ております。

26ページをご覧ください。

項目の五つ目は、違反転用への適切な対応です。

令和2年度の実績について、継続して残っている違反転用が0.44ヘクタールありますが、今後も引き続き県と共に指導して、原状回復をするよう求めています。

項目の六つ目は、27ページをご覧ください。

農地法等により、その権限に属された事務に関する点検です。

1、農地法第3条に基づく許可事務としまして、3件を処理しました。

同じく2ページの2、農地転用に関する事務としまして、59件を処理しました。

次に、28ページをご覧ください。

3、農地所有適格法人からの報告について、2法人からの報告がありました。

同じく4、情報提供等については、賃借料情報の調査、提供としまして17件を市ホームページに公表しました。

項目の七つ目は、29ページをご覧ください。

地域農業者からの主な要望、意見及び対処内容です。記載のとおり、特になしとなっております。

ります。

同じく項目の八つ目は、事務の実施状況の公表等です。総会議事録等を市のホームページに公表している旨を記載しているものです。各項目とも、詳細については資料に記載のとおりでございます。

以上、8項目について、令和2年度における活動点検及び評価を行うものです。

次に、議案第6号 農業委員会の活動計画について報告いたします。

議案書13ページ、参考資料は30ページから32ページをご覧ください。

内訳は5項目でございます。

30ページをご覧ください。

項目の一つ目の農業委員会の状況は、令和3年4月1日時点の農家数や耕地面積、農業委員会の体制を記載しております。

31ページをご覧ください。

二つ目は、担い手への農地利用集積、集約化で、まつど農委だよりやリーフレット等を活用し、農地の利用集積に向けた掘り起し活動を実施し、今年度の目標は新規集約面積を2ヘクタールとしています。

同じく31ページをご覧ください。

項目三つ目は、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進で、農地銀行を活用し、今年度は1経営団体の新規就農を図ることを目標及び活動計画に掲げています。

32ページをご覧ください。

四つ目は、遊休農地に関する措置で、遊休農地の解消面積の目標を0.5ヘクタールに設定しております。

同じく32ページ、項目の五つ目です。

違反転用への適正な対応で、計画内容の詳細については、資料に記載のとおりです。

なお、計画活動の作成に当たっては、議案第5号の令和2年度活動実績及び評価並びに松戸市農業委員会農地利用の最適化の推進に関する指針を踏まえて、数値目標を決定いたしました。

以上、特別審議会における検討結果として報告させていただきます。

説明は以上です。

議 長 それでは、議案第5号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言お願いいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 議席番号3番、齋藤です。

農業委員会の活動の点検、評価についてですが、おおむね目標を達成しておりますので、
妥当な内容だと思います。よって、議案第5号を承認したいと思います。

以上です。

議 長 ただいま齋藤委員より、特別審議会案を承認するとの意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。原案を承認する農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の農業委員会の活動の点検、評価につきましては、
原案のとおり承認されました。

引き続きまして、議案第6号について、農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願い
いたします。

加藤正芳委員。

加藤（正）委員 議席番号2番、加藤正芳です。

農業委員会の活動計画についてですが、昨年の実績と農地利用の最適化の推進に関する指
針を踏まえた内容とのことで、妥当と思います。私は特別審議会意見を承認したいと思います。
お諮り願います。

議 長 ただいま加藤委員より、特別審議会案に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようでありますので、原案を承認する農業委員は挙手をお願いいたし
ます。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第6号の農業委員会の活動計画につきましては、原案の
とおり決定をいたしました。

続きまして、議案第7号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしま

す。

第1審査会第2審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号11番、湯浅孝一です。

さる6月1日火曜日、議案第7号、8号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告します。

当日は、渡邊慶弘第1審査会副会長をはじめ、岩佐忠夫農業委員、山崎唯司推進委員、戸張嘉宣推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明します。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告します。

それでは、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番についてご説明します。

議案書の15ページ、議案参考資料については33ページから36ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の33ページと35ページのところでございます。

申請地は8筆あり、面積の合計は2,532平方メートル、現状は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は、売買に伴う所有権移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模拡大のためです。

譲渡人の申請理由は、農業従事者でなく、耕作困難のためです。

譲受人は、農業者で、経営農地については適正に耕作しております。経営面積は、田が1,649平方メートル、畑が1万7,504.47平方メートル、合計で1万9,153.47平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。

また、耕作従事日数は、申請人を含む家族3人で900日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、耕運機3台、トラクター1台、田植え機1台、動噴2台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断しました。

申請地の営農計画では、ネギやキャベツの栽培を行うとのことです。

審査会においては、ネギ作りについて、松戸市だけにとどまらず、広く盛り上げていきたいと、農業に対する強い思い入れについての説明をされておりました。

以上、審査会では、議案第7号の1番について、慎重審議の上、農地法第3条の許可条件

に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できること。これをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位において、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ただいま湯浅孝一座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木委員 議席番号9番、鈴木榮一です。

今の座長の説明でよく分かりましたので、賛成したいと思います。

議 長 ただいま鈴木委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、本委員会といたして許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第7号は許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第8号の1番、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明します。

議案書の17ページ、議案参考資料については38ページから42ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の38ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は千葉県北部を中心に水道設備工事業を営んでいます。事業拡大に伴いまして、既存車両置場のみでは手狭になったことから、申請地を取得し、車両置場として利用するためです。

施設の概要については、貨物自動車5台、ダンプ7台、普通自動車1台の合計13台の駐車場です。整地については、全面砂利敷舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側は単管パイプの上部にロープ張り及び土砂流出防止用の土留め板を設置、その他は出入口を除き、30度以下の法処理を施し、土砂の流出を防ぎます。

審査会では、現地調査の結果、法面の処理について道路への土砂流出が懸念されることについて質問したところ、流出のないよう責任持って対処することを確認しました。

費用については全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認しました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでした。

農地区分については、上水道管、ガス管の2種類が埋設された幅員4.5m以上の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断しました。

以上、議案第8号の1番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま湯浅孝一座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

松戸委員。

松戸委員 議席番号13番。松戸英樹です。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第8号の1番につきましては、許可相当との意見を付し

て、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第8号の2番について説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第8号の2番についてご説明します。

議案書の17ページ、議案参考資料については44ページから48ページになります。

申請地の位置については議案参考資料の44ページのところでございます。

権利の形態は、賃貸借権の設定です。

申請理由は、申請者は松戸市内で自動車の板金、修理、整備業を営んでいます。既存の車両置場では手狭になっていることから、申請地を借り受け、車両置場用地として使用するためです。

施設の概要については、作業前、作業後の車両を置く車両置場です。整地については砕石敷舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、北側、西側、南側は新設メッシュフェンス、西側、南側は新設土留めとし、砂利の流出を防ぎます。

費用については全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第8号の2番について説明いたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま湯浅孝一座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

湯浅推進委員。

湯浅推進委員 推進委員の湯浅雅之です。

審査会の意見に賛成したいと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま湯浅委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。
ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第8号の2番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

次に、議案第8号の3番について説明をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第8号の3番についてご説明いたします。

議案書の17ページ、議案参考資料については50ページから55ページになります。

申請地の位置については、議案参考資料の50ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は松戸市において解体業を営んでおります。事業拡大に伴い、既存施設では手狭となったことから、申請地を取得し、資材置場及び車両置場として利用するためです。

施設の概要については、足場用部材、解体用具、ダンプ整備道具を置く資材置場と、ダンプ4台、従業員、来客者用の車両6台の車両置場です。

整地については、全面砂利敷舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透、オーバーフロー分は北側水路に放流します。

被害防除については、西側、東側は隣地の鋼板を利用し、北側は2メートル未満の鋼板、南側は2メートル未満の鋼板に入口は鋼板製門扉を設置します。

費用については全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事

業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第8号の3番について説明しましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしく審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅孝一座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

山室委員。

山室委員 議席番号5番、山室一美です。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議 長 ただいま山室委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(発言する者なし)

議 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第8号の3番につきましては、許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書19ページ、報告事項1から、31ページの報告事項5について、報告させていただきます。

まず、19ページ、報告事項1、農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出についてですが、相続による所有権移転により2件の届出を受理しました。なお、2件ともあっせ

ん希望はありませんでした。

次に、21ページから22ページ、報告事項2、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、22ページの一番下に記載のとおり、4月分として田2件、3,185平方メートル、畑13件、2,626平方メートル、合計15件、5,811平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、23ページから27ページ、報告事項3、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、27ページの一番下に記載のとおり、田8件、3,547平方メートル、畑35件、1万3,558平方メートル、合計43件、1万7,105平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、29ページ、報告事項4、農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より2件の照会があり、記載のとおり回答しました。

次に、31ページ、報告事項5、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書6件を交付しました。

事務局からの報告は以上です。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和3年6月総会を終了いたします。

閉会 午後 4時20分